



養育費確保支援事業補助金のご案内

養育費は、離婚後のひとり親家庭のこどもの健やかな成長のために必要な費用です。

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう、県内**町村部**居住のひとり親家庭の母又は父で、養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方を対象に、養育費の取決めや履行確保にかかった費用について県が補助します。

公正証書等作成費用補助

養育費の取決めのために、債務名義となる公正証書を作成する際の手数料や弁護士費用等について補助を行います。

受給要件	養育費の取決めにかかる費用を負担すること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費の取決めのため、弁護士、行政書士又は養育費の取決め等に関して専門的な知識を持つ知事の認める者(以下「弁護士等」という)への相談費用 ・公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用 ・公正証書作成時における公証役場への立ち会いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用 ・公証人手数料令に定められた公証人手数料 ・家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代 ・弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用 ・その他知事が認めるもの
補助額	補助対象経費の合計額の1/2を補助 ※補助額の上限は75,000円
申請期限	補助対象の経費を支払った日の翌日から6か月以内
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し ※児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し ・通帳の写し等、補助金の振込先銀行口座が分かるもの ・補助対象となるものの領収書等の写し ・養育費の取決めを交わした文書の写し(公正証書、調停調書、審判書等の債務名義化したもの) ・養育費の債務名義化ができなかったことの原因書(様式第2号) ※補助対象経費を負担した翌日から6か月以内に養育費の取決めに至らなかった場合に限る

養育費保証契約費用補助

養育費の未払いに備え、保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料について補助を行います。

受給要件	保証期間が1年以上の養育費保証契約を保証会社と締結し、その保証料を負担すること
補助対象経費	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料(初回保証料に限る)
補助額	補助対象経費の合計額の1/2を補助 ※補助額の上限は50,000円
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し ※児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し ・通帳の写し等、補助金の振込先銀行口座が分かるもの ・補助対象となるものの領収書等の写し ・養育費保証契約に係る契約書の写し ・養育費の取決めを交わした文書の写し(公正証書、調停調書、審判書等の債務名義化したもの)

強制執行申立て費用補助

未払い養育費の強制執行申立てを弁護士等に依頼した際の費用や申立てにかかる諸費用について補助を行います。

受給要件	未払い養育費にかかる強制執行申立てを行い、それに要する費用を負担すること
補助対象経費	・強制執行申立てに要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代 ・強制執行申立てを弁護士等に依頼した際の費用
補助額	補助対象経費の合計額の1/2を補助 ※補助額の上限は50,000円
申請期限	補助対象の経費を支払った日の翌日から6か月以内
提出書類	・申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し ※児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し ・通帳の写し等、補助金の振込先銀行口座が分かるもの ・補助対象となるものの領収書等の写し ・強制執行申立ての結果が分かる書類

お問い合わせ先

申請書提出先

居住町村	提出先機関名等
関川村、粟島浦村、聖籠町	新発田地域振興局健康福祉環境部地域福祉課 〒957-8511 新発田市豊町3-3-2 ☎0254-26-9129
阿賀町	新潟地域振興局健康福祉部総務福祉課 〒956-0032 新潟市秋葉区南町9-33 ☎0250-22-5173
田上町、弥彦村	三条地域振興局健康福祉環境部地域福祉課 〒955-0046 三条市興野1-13-45 ☎0256-36-2232
出雲崎町、刈羽村	長岡地域振興局健康福祉環境部地域福祉課 〒940-0857 長岡市沖田3-2711-1 ☎0258-33-4937
湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局健康福祉環境部地域福祉課 〒949-6680 南魚沼市六日町620-2 ☎025-772-8138



県ホームページはこちら！
申請書様式のほか、養育費についての説明や関連リンクなどを掲載しています。

養育費相談窓口

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

◎新潟県及び新潟市からの委託を受け、養育費取得のための取り決め等に関する相談や情報提供を**無料**で行っています。
(来所相談は事前に予約が必要です。養育費の受け取りを希望される方の相談窓口です。)

時間：平日9:30~16:30

住所：〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F

電話：025-281-5587

Mail：info@niigatakenboren.jp

◎弁護士による養育費等の**無料法律相談**も受けています。(来所または電話による相談)

毎月第2、4木曜日 17:00~19:00 (相談時間は30分です。事前の予約が必要です)

◎養育費相談のほか、ひとり親家庭等の親の生活・就業相談、無料職業紹介等も実施しています。

ホームページはこちら！

相談方法の紹介のほか、養育費のQ&Aなどを掲載しています。

